

調査の概要

【調査の沿革】

昭和 51 年から 5 年ごとに行われており、平成 28 年は 9 回目の調査になります。

【調査の時期】

平成 28 年 10 月 20 日現在で実施しました。

(生活時間の配分についての調査は、10 月 15 日から 10 月 23 日までの 9 日間のうち、調査区ごとに指定された連続する 2 日間)

【調査の根拠法令】

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計として、社会生活基本調査規則（昭和 56 年総理府令第 38 号）に基づいて実施されました。

【調査の対象】

平成 27 年国勢調査の調査区のうち、総務大臣の指定する調査区内に居住する世帯の中から抽出した世帯の、10 歳以上の世帯員を対象としています。

(全 国) 約 7,300 調査区、約 88,000 世帯

(千葉県) 219 調査区、約 2,600 世帯

ただし、以下の者は調査の対象から除かれています。

- ア 外国の外交団、領事団（家族、随員及び随員の家族を含む）
- イ 外国軍隊の軍人、軍属の構成員（家族を含む）
- ウ 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者
- エ 刑務所、拘置所の被収容者
- オ 少年院、婦人補導院の在院者
- カ 社会福祉施設の入所者
- キ 病院、療養所等の入院患者
- ク 水上に住居を有する者

【調査の方法】

総務省統計局－都道府県－指導員－調査員－調査世帯の流れで行われ、調査票は、過去1年間のさまざまな活動状況や指定された2日間の時間の過ごし方を調査する『調査票A』と、指定された2日間の時間の過ごし方をできるだけ詳しく、具体的に記入する『調査票B』の2種類があり、それぞれ指定された調査区の調査対象世帯に調査員が配布し、収集しました。

また、インターネットによる回答も可能となりました。

【調査事項】

『調査票A』	『調査票B』
<p>【すべての世帯員に関する事項】</p> <p>ア 世帯主との続柄</p> <p>イ 出生の年月又は年齢</p> <p>ウ 在学、卒業等教育又は保育の状況</p>	
<p>【10歳未満の世帯員に関する事項】</p> <p>育児支援の利用の状況</p>	
<p>【10歳以上の世帯員に関する事項】</p>	
<p>ア 氏名</p> <p>イ 男女の別</p> <p>ウ 配偶の関係</p> <p>エ ふだんの健康状態</p> <p>オ 学習・研究活動の状況</p> <p>カ ボランティア活動の状況</p> <p>キ スポーツ活動の状況</p> <p>ク 趣味・娯楽活動の状況</p> <p>ケ 旅行・行楽の状況</p> <p>コ スマートフォン・パソコンなどの使用状況</p> <p>サ 生活時間の配分及び天候</p>	<p>ア 氏名</p> <p>イ 男女の別</p> <p>ウ 配偶の関係</p> <p>エ ふだんの健康状態</p> <p>オ 生活時間の配分及び天候</p>

『調査票A』	『調査票B』
【 15歳以上の世帯員に関する事項 】	
ア 介護の状況 イ 就業状態 ウ 就業希望の状況 エ 従業上の地位 オ 勤務形態 カ 年次有給休暇の取得日数 キ 仕事の種類 ク 所属の企業全体の従業者数 ケ ふだんの1週間の就業時間 コ 希望する1週間の就業時間 サ 仕事からの年間収入	ア 介護の状況 イ 就業状態 ウ 従業上の地位 エ 勤務形態 オ 年次有給休暇の取得日数 カ 仕事の種類 キ ふだんの1週間の就業時間 ク 希望する1週間の就業時間 ケ 仕事からの年間収入
【 世帯に関する事項 】 ア 世帯の種類 イ 10歳以上の世帯員数 ウ 10歳未満の世帯員数 エ 住居の種類 オ 自家用車の所有の状況 カ 世帯の年間収入 キ 介護支援の利用の状況 ク 不在者の有無	

【結果の利用】

社会生活基本調査の結果は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、男女共同参画社会の形成、子育てや介護の支援などの少子高齢化対策、スポーツや文化振興、ボランティア活動などの推進といった各種行政施策の基礎資料として利用されています。